

病原体等の適正な管理を含めた総合的な感染症対策の概要

第一 総則	・・・・・・・・・・ P 1
第二 基本指針等	・・・・・・・・・・ P 5
第三 感染症に関する情報の収集及び公表	・・・・・・・・・・ P 6
第四 健康診断、就業制限及び入院	・・・・・・・・・・ P 7
第五 消毒その他の措置	・・・・・・・・・・ P 10
第六 医療	・・・・・・・・・・ P 10
第七 新感染症	・・・・・・・・・・ P 11
第八 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する措置	・・・・・・・・・・ P 11
第九 特定病原体等の規制等	・・・・・・・・・・ P 12
第十 慢性感染症に関する規定	・・・・・・・・・・ P 13
第十一 大規模な感染症の発生に関する規定	・・・・・・・・・・ P 13
第十二 費用負担	・・・・・・・・・・ P 14
第十三 雑則	・・・・・・・・・・ P 14
第十四 罰則	・・・・・・・・・・ P 14
第十五 結核に関する規定	・・・・・・・・・・ P 15
第十六 施行期日、関係法令の改正等	・・・・・・・・・・ P 16
別表第一	・・・・・・・・・・ P 18
別表第二	
別表第三	
別表第四	

病原体等の適正な管理を含めた総合的な感染症対策の概要

※黒字：現行の感染症法における規定の概要

※青字：現行の結核予防法に相当する規定の概要

※赤字：今回新たに改正する規定の概要

第一 総則

1 目的

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

2 基本理念

- ① 感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を目的として国及び地方公共団体が講ずる施策は、保健医療を取り巻く環境の変化、国際交流の進展等に即応し、新感染症その他の感染症に迅速かつ適確に対応することができるよう、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進されなければならない。
- ② 感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を目的として国及び地方公共団体が講ずる措置は、感染のおそれ、感染症にかかった場合の重大性等に照らして、必要な最小限度のものでなければならず、かつ、その対象となる者の理解と協力が得られるよう、努めなければならない。
- ③ 感染症の患者等に係る個人情報、これらの者の人権が損なわれることがないように、その適正な取扱いの確保が図られなければならない。
- ④（特定病原体等の適正な取扱いに関する規定）

3 国及び地方公共団体の責務

- ① 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、感染症の病原体等の検査能力の向上並びに感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権の保護に配慮しなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、感染症の予防に関する施策が、感染症の患者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。
- ③ 国は、感染症に関する情報の収集及び研究並びに感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進、感染症の病原体等の検査の実施等を図るための体制を整備し、国

際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

- ④ 国は、特定病原体等の適正な取扱いを推進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 国民の責務

国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれないようにしなければならない。

5 医師等の責務

- ① 医師その他の医療関係者は、感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力し、その予防に寄与するよう努めるとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。
- ② 医師等は、感染症の患者に対し医療を提供するに当たり、感染症の特性に応じた適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。
- ③ 病院、診療所、老人福祉施設等の施設の開設者及び管理者は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 獣医師等の責務

- ① 獣医師その他の獣医療関係者は、感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するとともに、その予防に寄与するよう努めなければならない。
- ② 動物等取扱業者は、その輸入し、保管し、貸出しを行い、販売し、又は展示する動物又はその死体が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物又はその死体の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7 特定病原体等管理者の責務

特定病原体等の管理をする者（以下「特定病原体等管理者」という。）は、その特定病原体等を適正に取り扱わなければならない。

8 定義

- ① この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

② 「一類感染症」とは、人に伝染するおそれ、病状の程度等の当該疾病の特性を総合的に勘案して国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもののうち、次に掲げるものをいう。

- 一 エボラ出血熱
- 二 クリミア・コンゴ出血熱
- 三 痘そう
- 四 南米出血熱
- 五 ペスト
- 六 マールブルグ病
- 七 ラッサ熱

③ 「二類感染症」とは、人に伝染するおそれ、病状の程度等の当該疾病の特性を総合的に勘案して国民の生命及び健康に影響を与えるおそれが高いもののうち、次に掲げるものをいう。

- 一 急性灰白髄炎
- 二 結核
- 三 ジフテリア
- 四 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）

④ 「三類感染症」とは、人に伝染するおそれ、病状の程度等の当該疾病の特性を総合的に勘案して国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあるもののうち、次に掲げるものをいう。

- 一 コレラ
- 二 細菌性赤痢
- 三 腸管出血性大腸菌感染症
- 四 腸チフス
- 五 パラチフス

⑤ 「四類感染症」とは、E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、高病原性鳥インフルエンザ、マラリアその他の既に知られている感染性の疾病であって、動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

⑥ 「五類感染症」とは、インフルエンザ（高病原性鳥インフルエンザを除く。）、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症その他の既に知られている感染性の疾病であって、国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。

⑦ 「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病であって、就業制限、入院措置等の規定の全部又は一部を準用しなければ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

⑧ 「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及

び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

- ⑨ 「疑似症患者」とは、感染症の疑似症を呈している者をいう。
- ⑩ 「無症状病原体保有者」とは、感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
- ⑪ 「感染症指定医療機関」とは、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関をいう。
- ⑫ 「特定感染症指定医療機関」とは、新感染症の所見がある者又は一類感染症若しくは二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院をいう。
- ⑬ 「第一種感染症指定医療機関」とは、一類感染症又は二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。
- ⑭ 「第二種感染症指定医療機関」とは、二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。
- ⑮ 「病原体等」とは、感染症の病原体及び感染症の原因となる毒素をいう。
- ⑯ 「特定病原体等」とは、一類特定病原体等、二類特定病原体等、三類特定病原体等及び四類特定病原体等をいう。
- ⑰ 「一類特定病原体等」とは、別表第一に掲げる病原体等をいう。 A
- ⑱ 「二類特定病原体等」とは、別表第二に掲げる病原体等をいう。 B
- ⑲ 「三類特定病原体等」とは、別表第三に掲げる病原体等をいう。 C
- ⑳ 「四類特定病原体等」とは、別表第四に掲げる病原体等をいう。 D

9 指定感染症に対するこの法律の準用

- ① 指定感染症は、一年以内の政令で定める期間に限り、就業制限、入院措置等の規定の全部又は一部を準用する。
- ② ①の期間経過後なお当該規定を準用することが特に必要であると認められる場合は、一年以内の政令で定める期間に限り延長することができる。
- ③ 厚生労働大臣は、①、②の政令を制定、改廃しようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。
- ④ ③の場合は、厚生労働大臣は、速やかに、その内容について厚生科学審議会に報告しなければならない。

10 疑似症患者及び無症状病原体保有者に対するこの法律の適用

- ① 一類感染症の疑似症患者又は二類感染症のうち政令で定めるものの疑似症患者については、それぞれ一類感染症の患者又は二類感染症の患者とみなして、この法律の規定を適用する。
- ② 一類感染症の無症状病原体保有者については、一類感染症の患者とみなして、この法律の規定を適用する。

第二 基本指針等

1 基本指針

- ① 厚生労働大臣は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。
- ② 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 感染症の予防の推進の基本的な方向
 - 二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項
 - 三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項
 - 四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
 - 五 感染症に関する調査及び研究に関する事項
 - 六 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
 - 七 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
 - 八 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項
 - 九 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の配慮に関する事項
 - 十 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項
 - 十一 特定病原体等の適正な取扱いの推進に関する事項
 - 十二 その他感染症の予防の推進に関する重要事項
- ③ 厚生労働大臣は、少なくとも五年ごとに基本指針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- ④ 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。
- ⑤ 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2 予防計画

- ① 都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画を定めなければならない。
- ② 予防計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項
 - 二 地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
 - 三 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、医療の提供のための施策に関する事項
 - 四 感染症に関する研究の推進、人材の養成、知識の普及その他地域の実情に即した感染症の予防のための施策に関する重要事項
- ③ 都道府県は、基本指針が変更された場合には、予防計画に再検討を加え、必要な場

合は変更する。

- ④ 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市町村及び診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。
- ⑤ 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するとともに、公表しなければならない。
- ⑥ (結核の予防施策の実施計画と一体のものとして定めることができる旨の規定を削除)

3 特定感染症予防指針

- ① 厚生労働大臣は、特に総合的に予防のための施策を推進するため必要がある感染症について、当該感染症に係る原因の究明、発生予防及びまん延の防止、医療の提供、研究開発の推進、国際的な連携その他当該感染症に応じた予防の総合的な指針を作成し、公表するものとする。
- ② 厚生労働大臣は、特定感染症予防指針を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

第三 感染症に関する情報の収集及び公表

1 医師の届出

- ① 医師は、次の(ア)の者については、直ちにその者の氏名等を、(イ)の者については、七日以内にその者の年齢等を最寄りの保健所長を経由し都道府県知事に届け出なければならない。
 - (ア) 一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者
 - (イ) 厚生労働省令で定める五類感染症の患者
- ② 届出を受けた都道府県知事は、(ア)の者については直ちに、(イ)の者については、厚生労働省令で定める期間内に厚生労働大臣に報告しなければならない。
- ③ 都道府県知事は、その管轄区域外に居住する者についての届出を受けたときは、当該届出の内容を、その者の居住地を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。
- ④ 届出の規定は、医師が感染症により死亡した者の死体を検案した場合について準用する。

2 獣医師の届出

3 感染症の発生の状況及び動向の把握

- ① 都道府県知事は、開設者の同意を得て、厚生労働省令で定める五類感染症の発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所を指定する(指定届出機関)。
- ② 指定届出機関の管理者は、厚生労働省令で定める五類感染症の患者又は死亡した者の死体を診断又は検案したときは、患者又は死亡した者の年齢等を都道府県知事に届け出なければならない。

- ③ 届出を受けた都道府県知事は、当該届出の内容を厚生労働大臣に報告しなければならない。
- ④ 指定届出機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。
- ⑤ 都道府県知事は、指定届出機関の管理者が②の規定に違反したとき、又は届出を担当するについて不適当であると認められるに至ったときは、その指定を取り消すことができる。

4 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査

- ① 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、若しくは感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため、又は感染症の予防のための施策の評価を行うため必要があると認めるときは、当該職員に、一類、二類、三類、四類、五類感染症の患者等に質問又は必要な調査をさせることができる。
- ② 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該職員に、一類、二類、三類、四類、五類感染症の患者等に質問又は必要な調査をさせることができる。
- ③ 患者等は、質問又は必要な調査に協力するよう努めなければならない。
- ④ 都道府県知事は、質問又は必要な調査の結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。
- ⑤ 都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、感染症の治療の方法の研究等を行っている機関の職員の派遣等の質問又は必要な調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

5 検疫所長との連携

- ① 都道府県知事は、検疫所長から、健康状態に異状を生じた者に対し指示した事項等の通知を受けたときは、その者に対し質問、調査を行うことができる。
- ② 都道府県知事は、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

6 情報の公表

- ① 厚生労働大臣及び都道府県知事は、収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の予防のための情報を積極的に公表しなければならない。
- ② 情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

第四 健康診断、就業制限及び入院

1 健康診断

- ① 都道府県知事は、一類、二類、三類感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、医師の健康診断を受けるべきことを勧告することができる。
- ② 都道府県知事は、勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、都道府県の職員に健康診断を行わせることができる。

- ③ 勧告、健康診断の措置を実施する場合は、その理由等を書面により通知しなければならない。ただし、差し迫った必要がある場合は、この限りでない。
- ④ 都道府県知事は、③ただし書の場合は、相当の期間内に、理由等を記載した書面を交付しなければならない。

2 就業制限

- ① 都道府県知事は、一類感染症の患者及び二類、三類感染症の患者又は無症状病原体保有者の届出を受けた場合には、当該患者又はその保護者に対し、届出の内容等を書面により通知しなければならない。ただし、当該患者に対し入院勧告をした場合その他厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。
- ② 通知を受けた患者等は、感染症を公衆にまん延させるおそれがある業務に、そのおそれなくなるまでの期間従事してはならない。
- ③ ②の適用を受けている者等は、都道府県知事に対し、②の対象者ではなくなったことの確認を求めることができる。
- ④ 都道府県知事は、③の規定による確認の求めがあったときは、感染症の患者等でないかどうか、又は期間を経過しているかどうかの確認をしなければならない。
- ⑤ 都道府県知事は、就業制限の通知又は就業制限の必要がなくなったときの確認をしようとするときは、あらかじめ、患者等の居住地を管轄する保健所に置かれた協議会の意見を聴かなければならない。

3 入院

(1)

- ① 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める基準に従い、感染症の患者に対し感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医療機関以外の病院等であつて、都道府県知事が適当と認めるものに入院すべきことを勧告することができる。
- ② 都道府県知事は、勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、政令で定める基準に従い、感染症指定医療機関に入院させることができる。
- ③ ①、②の規定に係る入院の期間は、七十二時間を超えてはならない。
- ④ 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、入院している患者を、患者が入院している病院等以外の都道府県知事が適当と認めるところに入院させることができる。
- ⑤ ①、②の規定に係る入院の期間と④の規定に係る入院の期間とを合算した期間は、七十二時間を超えてはならない。
- ⑥ 都道府県知事は、勧告又は入院の措置をしたときは、事後において、遅滞なく、当該患者の居住地を管轄する保健所について置かれた協議会の意見を聴かなければならない。

(2)

- ① 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、入院患者に対し、十日以内の期間を定めて感染症指定医療機関に入院するべきことを勧告することができる。
- ② 都道府県知事は、勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、十日以内の期間を定めて入院させることができる。
- ③ 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、入院したときから起算して十日以内の期間を定めて、患者が入院している病院等以外に入院させることができる。
- ④ 都道府県知事は、①、②、③の入院の期間の経過後、入院を継続する必要があると認めるときは、十日以内の期間を定めて、入院の期間を延長することができる。
- ⑤ 都道府県知事は、入院の勧告、期間延長をするときは、あらかじめ、当該患者が入院している病院等の所在地を管轄する保健所について置かれた協議会の意見を聴かなければならない。
- ⑥ 都道府県知事は、①の勧告をしようとする場合には、あらかじめ、当該患者に対し、口頭又は書面で弁明する機会を与えなければならない。

4 任意入院の原則

都道府県知事及び病院の管理者は、感染症の患者を入院させる場合においては、本人の同意に基づいて入院が行われるように努めなければならない。

5 移送

都道府県知事は、入院勧告、入院措置を受けた患者を、当該入院に係る病院又は診療所に移送しなければならない。

6 退院

- ① 都道府県知事は、入院患者について、一類感染症の病原体を保有していないことが確認されたときは、当該入院患者を退院させなければならない。
- ② 病院又は診療所の管理者は、入院患者について、当該入院に係る一類感染症の病原体を保有していないことを確認したときは、都道府県知事に、その旨を通知しなければならない。
- ③ 入院患者等は、都道府県知事に対し、退院を求めることができる。
- ④ 都道府県知事は、退院の求めがあったときは、患者について、入院に係る一類感染症の病原体を保有しているかどうかの確認をしなければならない。

7 書面による通知

入院に係る患者等に対する勧告等の通知は、書面をもってする。

8 感染症の診査に関する協議会

- ① 都道府県知事の諮問に応じ、都道府県知事による就業制限の通知、就業制限の必要

が無くなったことの確認、七十二時間の入院勧告及び入院措置の事後の意見聴取並びに十日以内の期間の入院延長の勧告及びそれ以上の入院期間の延長に関する必要な審議をするため、各保健所に感染症診査協議会を置く。

- ② 二以上の保健所を設置する都道府県において、特に必要があると認めるときは、二以上の保健所について一の協議会を置くことができる。
- ③ 感染症診査協議会は、委員五人以上で組織する。
- ④ 委員は、感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者及び法律に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。ただし、その過半数は、医師のうちから任命しなければならない。
- ⑤ この法律に規定するもののほか、協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

9 苦情の申出

入院勧告又は入院措置により入院している感染症の患者は、自己に対する都道府県知事の措置その他自己が受けた処遇について、都道府県知事（又は条例で定める機関）に対し苦情の申出をすることができる。

10 審査請求の特例

11 準用

3から7まで、9及び10の規定は、二類感染症の患者について準用する。都道府県知事による二類感染症患者の移送については、「移送しなければならない」を「移送できる」に読み替える。

第五 消毒その他の措置

- 1 感染症の病原体に汚染された場所の消毒
- 2 ねずみ族、昆虫等の駆除
- 3 物件に係る措置
- 4 死体の移動制限等
- 5 生活の用に供される水の使用制限等
- 6 建物に係る措置
- 7 交通の制限又は遮断
- 8 必要な最小限度の措置
- 9 質問及び調査
- 10 書面による通知

第六 医療

1 入院患者の医療

- ① 都道府県は、入院勧告又は入院措置を受けた入院患者から申請があったときは、患

者が感染症指定医療機関において受ける次に掲げる医療に要する費用を負担する。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療
- 四 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

- ② 都道府県は、入院患者が医療費を負担することができると認められるときは、その限度において負担をすることを要しない。
- ③ ①の申請は、当該患者の居住地を管轄する保健所長を経由して都道府県知事に対してしなければならない。

- 2 感染症指定医療機関
- 3 他の法律による医療に関する給付との調整
- 4 診療報酬の請求、審査及び支払
- 5 診療報酬の基準
- 6 緊急時等の医療に係る特例
- 7 報告の請求及び検査

第七 新感染症

- 1 新感染症に係る健康診断
- 2 新感染症の所見がある者の入院
- 3 新感染症の所見がある者の移送
- 4 新感染症の所見がある者の退院
- 5 新感染症の所見がある者の入院に係る書面による通知
- 6 新感染症に係る消毒その他の措置
- 7 厚生労働大臣の技術的指導及び助言
- 8 厚生労働大臣の指示
- 9 新感染症に係る経過の報告
- 10 新感染症の政令による指定

第八 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する措置

- 1 輸入禁止
- 2 輸入検査
- 3 検査に基づく措置
- 4 輸入届出

第九 特定病原体等の規制等

1 製造、輸入等の禁止 A B

- ① 特定病原体等Aの製造、輸入、所持、譲渡し、又は譲受けをしてはならない。(例外：P4施設で、公益上必要な試験研究を行う場合(政令で限定列举))
- ② 特定病原体等Bの製造、輸入、所持、譲渡し、又は譲受けをしてはならない。(例外：試験研究等の目的で厚生労働大臣の許可を受けた場合)

2 製造、輸入等の届出 C

- ① 特定病原体等を製造し、輸入し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けた場合に、厚生労働大臣へ届け出なければならない。
- ② あらかじめ厚生労働大臣の指定を受けた施設については、例外規定を設ける。

3 使用等の状況の報告 A B C

特定病原体等管理者は、特定病原体等の取扱いの状況に関して、定期的に、厚生労働大臣へ報告しなければならない。

4 特定病原体等取扱主任者の設置 A B

特定病原体等管理者は、特定病原体等取扱主任者を選任しなければならない。

5 特定病原体等の取扱基準の遵守 A B C D

特定病原体等管理者は、特定病原体等ごとに定める取扱いの基準を遵守しなければならない。

6 輸送規制 A B C

特定病原体等管理者は、特定病原体等を運搬する場合に、都道府県公安委員会(警察署)へ届け出なければならない。(Cの特定病原体等については、規制の緩和を検討。)

7 被害発生時の措置等 A B

特定病原体等の発散による被害発生時の際に、警察官等は、警察法等関係法令に基づき、直ちに、被害現場への立入禁止、当該場所にいる者の退去、物品の回収等必要な措置をとらなければならない。

8 事故届 A B C D

特定病原体等管理者は、特定病原体等について盗取、所在不明その他の事故が生じた場合は、警察官へ届け出なければならない。

9 所管大臣への要請 A B C D

- ① 厚生労働大臣は、関係大臣に対し、事業者による特定病原体等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることを要請することができる。
- ② 厚生労働大臣は、都道府県知事に対し、必要な協力を求めることができる。

10 報告徴収・立入検査 **A B C D**

- ① 厚生労働大臣は、特定病原体等管理者に対し、報告徴収、立入検査、物件の無償収去を行うことができる。
- ② 都道府県公安委員会は、運搬に関して、特定病原体等管理者に対し、報告徴収、立入検査を行うことができる。

11 改善命令 **A B C D**

厚生労働大臣は、特定病原体等管理者に対し、特定病原体等の取扱基準に違反した場合に改善命令を行うことができる。

12 緊急時の厚生労働大臣による直接執行 **A B C D**

厚生労働大臣は、緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事の権限を自ら直接行うことができる。

第十 慢性感染症に関する規定

- 1 慢性感染症の予防を目的として国及び地方公共団体が講ずる施策は、当該感染症の感染経路、治療の期間等当該慢性感染症の特性に応じて、適切に講じられるよう、努めなければならない。
- 2 医師は、厚生労働省令で定める慢性感染症の患者を診断したときは、当該患者のその後の治療の経過及び結果について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所を経由して、都道府県知事に報告しなければならない。
- 3 病院の管理者は、厚生労働省令で定める慢性感染症の患者が入院又は退院したときは、七日以内に、その患者についての事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならない。
- 4 保健所長は、厚生労働省令で定める慢性感染症の登録票を備え、その管轄区域内に居住する慢性感染症の患者及び回復者に関する事項を記録しなければならない。

第十一 大規模な感染症の発生に関する規定

- 1 国及び地方公共団体は、大規模な感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、当該感染症の発生状況、健康被害、予防又は治療に必要な措置その他当該感染症に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法で提供しなければならない。
- 2 医師は、厚生労働大臣が大規模な感染症の発生の状況、動向及び原因を把握するため必要があると認めて期間、地域及び当該感染症に顕著な症状を定めた場合において、当該症状を呈する者を診断したときは、直ちに、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大

臣に報告しなければならない。

- 3 獣医師は、厚生労働大臣が大規模な感染症の発生の状況、動向及び原因を把握するため必要があると認めて期間、地域及び当該感染症に顕著な症状を定めた場合において、当該症状を呈する動物を診断したときは、直ちに、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 4 政令で定める施設等の管理者は、厚生労働大臣が大規模な感染症の発生を迅速に把握するため必要があると認めて期間、地域及び当該感染症に顕著な症状を定めた場合において、当該症状を呈する者が厚生労働省令で定める数以上発生したときは、直ちに、厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に報告しなければならない。当該届出を受けた都道府県知事は、厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、大規模な感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、国民及び事業者に対し、そのまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第十二 費用負担

- 1 市町村の支弁すべき費用
- 2 都道府県の支弁すべき費用
- 3 都道府県の負担
- 4 都道府県の補助
- 5 国の負担
- 6 国の補助
- 7 費用の徴収

第十三 雑則

- 1 厚生労働大臣の指示
- 2 保健所を設置する市又は特別区
- 3 再審査請求
- 4 事務の区分
- 5 権限の委任
- 6 経過措置

第十四 罰則

- 1 感染症の患者の秘密を正当な理由なく漏らした場合の罰則
- 2 医師が感染症の患者に係る届出をしなかった場合の罰則等

- 3 一類、二類特定病原体等を発散した場合の罰則
- 4 製造、輸入等の禁止に違反した者についての罰則
- 5 製造、輸入等の届出をしなかった者についての罰則
- 6 使用等の状況の報告をしなかった者についての罰則
- 7 特定病原体等取扱主任者を置かなかった者についての罰則
- 8 運搬の届出等をしなかった者についての罰則
- 9 事故届出をしなかった者についての罰則
- 10 報告徴収・立入検査等についての罰則
- 11 改善命令に違反した者についての罰則
- 12 法人の両罰規定

第十五 結核に関する規定

1 結核に係る定期の健康診断

- ① 事業者、学校の長又は矯正施設等の長は、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。
- ② 市町村長は、その管轄する区域内に居住する①以外の政令で定める者に対して、政令で定める定期において、定期の健康診断を行わなければならない。
- ③ 健康診断の方法及び技術的基準その他健康診断に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

2 病院の管理者は、結核の患者が入院又は退院したときは、七日以内に、その患者についての事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならない。

3 保健所長は、結核登録票を備え、その管轄区域内に居住する結核患者及び回復者に関する事項を記録しなければならない。

4 保健所長は、結核登録票に登録されている者に対して、必要があると認めるときは、エックス線検査その他精密検査を行うものとする。

5 保健所長は、結核登録票に登録されている者について、必要があると認めるときは、保健師又はその他の職員をして、その者の家庭を訪問させ、処方された薬剤を確実に服用することその他必要な指導を行わせるものとする。

6 医師は、結核患者を診療したときは、本人又はその保護者若しくは現にその患者を看護する者に対して、処方した薬剤を確実に服用することその他患者の治療に必要な事項及び消毒その他伝染防止に必要な事項を指示しなければならない。

7 薬剤を確実に服用することの指導又は指示については、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の確保を旨として、厚生労働大臣が定める基準に従って、適切に行われ

なければならない。

8 結核患者に対する医療

- ① 都道府県は、結核の適正な医療を普及するため、その区域内に居住する結核患者が結核指定医療機関で厚生労働省令で定める医療を受けるために必要な費用について、当該患者又はその保護者の申請により、その百分の九十五に相当する額を負担することができる。
- ② ①の申請は、当該患者の住所地を管轄する保健所長を経由し、都道府県知事に対してしなければならない。
- ③ 都道府県知事は、②の申請に対して決定をするには、当該保健所について置かれた感染症の診査に関する協議会の意見を聴かなければならない。
- ④ ①の申請があつてから六月を経過したときは、当該申請に基づく費用の負担は、打ち切られるものとする。

9 他の法律による医療に関する給付との調整

- ① 8の規定による費用の負担を受ける結核患者が、健康保険法、介護保険法等の規定により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において、負担をすることを要しない。
- ② 8の規定による費用の負担を受ける患者が、児童福祉法の規定による療育の給付を受けることができる者であるときは、当該患者について都道府県が費用の負担をする限度において、同法の規定による療育の給付は、行わない。

10 現行の結核予防法の規定による結核療養所は、感染症法に規定する第二種感染症指定医療機関とみなす。この場合において、当該機関は結核の患者の入院を担当する。

11 結核患者に対する入院勧告に係る入院期間の適用については、「七十二時間」とあるのは「十四日を超えない政令で定める期間」とする。

12 感染症診査協議会は、結核の通院医療に関する申請に関して必要な審議を行う。

第十六 施行期日、関係法令の改正等

1 施行期日

この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該①、②に定める日から施行する。

- ① 発散した場合の罰則の規定 公布の日から二十日を経過した日
- ② 運搬に関する規定、結核に関する規定 平成十九年四月一日

2 結核予防法の廃止

結核予防法は、廃止する。

3 予防接種法の一部改正

結核を予防接種法の一類疾病に追加する。

4 検疫法の一部改正

検疫感染症からコレラを削除する。

5 その他関係法令の一部改正

6 関係法令の改正に伴う経過措置

7 罰則に関する経過措置

施行日前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 その他の経過措置の政令への委任

その他改正法の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

別表第一 **A**

- 一 エボラウイルス
- 二 クリミア・コンゴ出血熱ウイルス
- 三 痘そうウイルス
- 四 南米出血熱ウイルス
- 五 マールブルグウイルス
- 六 ラッサウイルス
- 七 その他人の生命及び身体に重大な危害を及ぼすおそれが高いものとして政令で定めるもの

別表第二 **B**

- 一 SARSコロナウイルス
- 二 炭疽菌
- 三 野兎病菌
- 四 ペスト菌
- 五 ボツリヌス菌
- 六 ボツリヌス毒素
- 七 その他人の生命及び身体に重大な危害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるもの

別表第三 **C**

- 一 Q熱コクシエラ
- 二 狂犬病ウイルス
- 三 コクシジオイデス真菌
- 四 サル痘ウイルス
- 五 腎症候性出血熱ウイルス
- 六 西部馬脳炎ウイルス
- 七 多剤耐性結核菌
- 八 ダニ媒介性脳炎ウイルス群
- 九 東部馬脳炎ウイルス
- 十 ニパウイルス
- 十一 日本紅斑熱リケッチア
- 十二 発しんチフスリケッチア
- 十三 ハンタウイルス肺症候群ウイルス
- 十四 Bウイルス
- 十五 鼻疽菌
- 十六 ブルセラ属菌
- 十七 ベネズエラ馬脳炎ウイルス
- 十八 ヘンドラウイルス
- 十九 リフトバレーウイルス

二十 類鼻疽菌

二十一 ロッキー山紅斑熱リケッチア

二十二 その他人の生命及び身体に危害を及ぼすおそれが高いものとして政令で定めるもの

別表第四D

一 ウエストナイルウイルス

二 H2N2インフルエンザウイルス

三 黄熱ウイルス

四 オウム病クラミジア

五 クリプトスポリジウム

六 結核菌（多剤耐性結核菌を除く。）

七 コレラ菌

八 赤痢菌属

九 チフス菌

十 腸管出血性大腸菌

十一 デングウイルス

十二 鳥インフルエンザウイルス

十三 日本脳炎ウイルス

十四 パラチフスA菌

十五 ポリオウイルス

十六 その他人の生命及び身体に危害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるもの

※ 内閣提出法案については、所管省庁において、関係する省庁、与党との意見調整等が行われるとともに、政府において、憲法や他の現行の法制との関係、立法内容の法的妥当性、立案の意図が、法文の上に正確に表現されているか、条文の表現及び配列等の構成は適当であるか、用字・用語について誤りはないかというような点について、法律的、立法技術的にあらゆる角度から検討が行われた上で、最終的に閣議決定される。

